

規則

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十二号

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則

埼玉県恩給支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「毎年」の下に「九月一日までに」を加え、「九月一日前一月以内に交付された住民票の写し及び」及び「同日までに」を削る。

別記様式第一号中 「（※ 代筆の場合は、債権者の印を押してください。）」を削り、「金融機関名」の次に「・支店名」を加え、「口座種別 普通・当座」を「口座種別 普通・当座 口座番号」と「口座番号」を「口座名義(カナ)」に改め、同様式注中「すること」を「してください」に改める。

別記様式第二号中 「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑、懲役又は禁錮」に改め、「※ 該当するものを○で囲んでください。」及び「※

代筆の場合は、受給者の印を押してください。）」を削り、 「(宛先) 埼玉県知事」を

「(宛先) 埼玉県知事」に改め、同様式注意を次のように改める。

注 1 ※の欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 提出期限を過ぎても提出のない方は、恩給の支給を差し止めることがあります。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。